

道修町三丁目「諸事書上帳」第五冊の一

野高宏之

正月十一日の業務

天明八（一七八八）年は正月十一日付の文書が四通記録されている。すべて道修町三丁目の町年寄が調査し北組惣年寄に宛てたものである。①町内の蔵屋敷の有無②町内大道道幅③家数・役数④蔵屋敷登り米高。このうち①②は「諸事書上帳」で初見。④は飢饉による米不足が深刻な天明年間から始まっている。③は恒例の調査である。例年は二月と八月に町年寄が惣年寄に報告している。ただし前年の天明七年の「諸事書上帳」には八月の報告が記載されていない。そのため、天明八年に限っては正月に報告させたのかもしれない。

この年、大坂町奉行所と惣会所の仕事始めである正月十一日に惣年寄宛の報告書が集中している理由は不明である。ちなみに明和三（一七六六）年正月にも十二日から十六日にかけて町年寄が惣年寄に①蔵屋敷登り米高②家数・役数③町役と年貢の両方を負担する町とその理由④間口三〇間以上の家屋敷の件数と名義人の名前⑤蔵屋敷とそれに付属する家屋敷・借家の五点を調査し報告している（本誌三六号、三・四頁）。

天明八年の京都大火

天明八年正月三十日から鴨川東の宮川町から出火、火

災は広範囲に広がり二月二日に鎮火した。焼失地域は千四百二十四町、焼失家屋は三万六千七百九十七軒、寺院二百一カ寺、神社三十七。御所や二条城まで類焼した。

京都の大火に関連して、大坂では以下の町触が出ている。

- ① 二月四日 火之元用心（達九二三）
 - ② 同 六日 火之元用心、盜賊悪党者召捕方、昼番・夜番勵行を指示（触三九三七）
 - ③ 七日 板材木売出禁止（補達二五〇）
 - ④ 十日 材木売出し禁止を解く（補達二五二）
 - ⑤ 二十七日 京都への諸色運送差支なし（触三四四二）
 - ⑥ 同日 京都大火に便乗して諸色値上げの禁止（触三四四二）
 - ⑦ 三月三日 檜材木売買禁止（触三四四四）
 - ⑧ 同日 諸色高値売出禁止・京都へ施行等口達（達九二四）
 - ⑨ 四月十日 日用米の節約を奨励（触三四五三）
- 火災発生当初は治安の維持、数日後からは復興に必要な

な建築資材（材木）の安定供給を幕府が重視したことが、ここから読み取れる。

高原溜 高原小家

町内行倒人を高原小家に送るようになったのは安永二（一七七三）年ころからである。道修町三丁目では天明八年に行倒人を高原小家に送ったのが最初の事例である（本誌二五頁）。高原小家は野非人の収容施設であり、野非人を取り締まる四ヶ所の詰所が置かれ、また大坂町奉行所の仮牢のような役割も持っていた。東横堀川にかかる末吉橋を東へ進み、松屋町裏町の東側が高原。その西南隅に所在した。

野非人の収容小屋は最初、高津神社の裏手に建てられた。寛文十（一六七〇）年のことである（内田九州男「近世非人論」『部落史の研究前近代篇』部落問題研究所、一九七八年）。その後、大坂市中の野非人を収容するため、元禄四（一六九二）年、高原に移し、一間半に一間の小屋を二三軒建て、一二〇〇人余の野非人を収容し

た（「大坂三郷記録」「地方役手鑑」）。

小規模・多数の小家から、大規模な施設になったのは天明三（一七八三）年のことである。この建て替え費用は三郷町人が負担した（補達一八六、参考八六）。建て替えの理由は小屋が大破したためとされているが、安永年間に行倒野非人を収容するようになり、施設の拡張が必要になったとも考えられる。

十一品諸荷物の報告

大坂では米・酒・醬油・炭・薪・味噌・水油・木綿・繰綿・魚油・塩の一品の調査を行った。惣年寄の担当であり、二月・五月・八月・十一月の年四回、個別町から惣会所に報告された。廻船会所から下書の帳面が渡され、それに従って江戸に提出する原本と控帳を作成し提出した。この帳面は経師を雇い清書し箱を仕立てて納めるもので、多額の費用がかかった。そのため文化六（一八〇九）年頃から、帳面の提出は二月と八月の年二回に簡略化した。それでも文政年間、南組ではこの経費に銀

五〇匁余かった。さらに帳面仕立て料として廻船会所に五三八匁余を支払っている（「惣会所年中行司」大阪府立中之島図書館所蔵三津家文書）。

薬種中買仲間の休株の事例

天明八年二月、道修町三丁目の借屋人近江屋利八は主家近江屋忠右衛門の手代として代判を勤めることになった。

近江屋利八は安永七年に近江屋みちから薬種中買株を買得した。ただしこの株は安永六年六月にみちが父利兵衛から相続するが九月に休業し、株は仲間が保管中であった。利八はこの休株を取得したのである。利八は寛政元（一七八九）年に病死するまで近江屋忠右衛門の代判人であり同時に仲間株を保持していた（宝曆九年と天明元年の「薬種中買仲間人数帳」道修町文書一〇三〇〇五・一〇三〇〇八。野高宏之・佐藤敏江編『道修町文書近世編』第二卷、道修町資料保存会、平成二八年に翻刻）。つまり天明八年当時、近江屋利八は薬種中買仲間でありなが

ら、同じ株仲間である近江屋忠右衛門店の手代であったのである。

当時、近江屋利八は町内にある賀儀屋（鍵屋）平兵衛名義の借屋に居住していた。薬種中買仲間の条件は道修町三丁（一丁目から三丁目）の表通りで開業することである。しかし休業すると表通りの店は閉めることになる。町内に店を閉めている所があると寂れた印象を与える。そのため大坂では表通りに更地・空き屋・営業していない店があることを嫌った。このような条件におちいった所有者は家屋敷を明け渡し横町の借屋に転居したのである。

近江屋利八は休株を取得したのに、表通りで開業していない。道修町三丁の表通りに店を持つという条件を満たしていない。

小西治（次）右衛門も薬種中買仲間である。明和七年頃まで持家で営業していたが、その後、持家を退き、浅井以敬が所有する借屋に居住している。宝暦九年の「薬種中買仲間人数帳」で確認すると、次右衛門は休株の手

続きをとっていないので、この借屋は表通りにあり、薬種中買の店を開いていたと思われる。「諸事書上帳」には「町内持」と記されているので、持家は売却せず、他の薬種中買仲間に貸与していたと考えられる。

ここから次の四点が推測できる。第一に休株の場合、一定の要件をみたせば表通りに家屋敷を持たなくても購入できるということである。第二に、その条件とは株仲間所有者の同族か長年勤めた奉公人であるという点である。近江屋利八はこの二つの条件に合致する。主家の代判人になるほどであるから、別家独立の条件は整っていたはずである。別家は脇店から始めるのが一般的である。薬種中買仲間は天明二年に神農講を作って脇店を組織した。近江屋利八はすでに仲間株を取得していたので、神農講には加わらなかったであろう。第三に、持家で営業している薬種中買は、何らかの事情で借屋に転居することがあっても、持家は借屋として同業者に貸与できる可能性が高く、その間、一定の家賃収入が期待できたことである。第四に、株を取得している者でも自ら開業

していない場合は、脇店などではなく、他の葉種中買仲間奉公人となることが可能であったことである。

水帳の張紙

二月十九日付で町年寄が町人にかかわる変更内容を町奉行所地方役・同寺社方役・町惣代に提出している。地方役へは町内で保管する水帳に張紙をすることの許可を求めるものである。寺社方役へは町内で保管する宗旨巻に脇書をするこの許可を求めるものである。町惣代へは町奉行所地方役所で保管されている道修町三丁目水帳の記載内容を変更する張紙を提出するものである。ここから、地方役所に保管されている水帳の内容変更は、町役人が町奉行所に出向いて行うのではなく、変更内容を記載した張紙を町役人から受け取った地方役下役町惣代が、該当する町の水帳を出納してその張紙を添付したことから本史料から確認できた。なお、道修町三丁目では水帳の張紙を町内から町惣代に持参することは、すでに元文二（一七三七）年の史料からも確認できる（内田九

州男『道修町三丁目丁代日誌』解題、『大阪市史料集』第六二輯、二〇〇四年）。

御用場

大坂では原則として主家をもつ武士身分の者が町人地に宿泊することは許されていない。しかし本史料の二月二十九日の記事を見ると、天明六年二月から同八年二月までの約二年間、津山藩家中の者が道修町三丁目の借屋人の家を旅宿にしており、三月からは平野町三丁目の借屋に宿替する予定である。このように、近世後半になると、何らかの事情で町家に武士が短期・長期滞在するケースが現れる。

蔵屋敷を除き、諸藩に所属する武士が三郷内に宿泊する事例として、これまでに御用宿や貸座敷を紹介してきたが、このほかに御用場というものがある。大坂に蔵屋敷を持たない大名家が三郷の掛屋敷を御用場とするものである。松代藩真田家の事例が紹介されている（藤尾隆志・藪田寛「松代藩真田家大坂御用場関係文書について

「津田秀夫文庫文書目録四」『関西大学博物館紀要』第一二号、二〇〇六年。

津山藩は土佐堀二丁目に蔵屋敷があり、松代藩の場合とは異なる。しかし蔵屋敷があっても、何らかの事情で町人に長期滞在する武士がおり、その需要に応える町人も現れたことが本史料から確認できる。

鉛問屋と仲買

鉛は一部を輸入にたよったが大半は国内の鉱山で産出した。鉛の用途は金・銀・銅の製錬が主なものであった。精銅の生産地である大坂では銅吹屋が鉛を多く使用した。寛保二（一七四二）年五月に幕府は鉛を大坂の銅吹屋一手買い入れとする（『大阪市史』第一 七九三頁。町触一八二四）。鉛は銅吹屋から売り出す。吉野屋町の銅吹屋会所で売り出した。したがって鉛の市場は大坂が最大であった。そのほか丹や白粉の原料として使用された。

天明八年三月に大坂市中の鉛問屋・同中買人の調査が

実施された（本誌二〇頁）。理由は不明である。翌四月、諸鉱山の出銅が少ないので、幕府は銅座以外で銅を売却したり、囲置や質入を禁止している（『大阪編年史』一三卷、三一頁）。全国の荒銅産出が減少したことが原因で、大坂に入荷する鉛荷物や製品としての鉛の生産や流通が滞っていることが考えられる。

大坂の火罪（火刑）と薪・柴

藤井嘉雄『大坂町奉行と刑罰』によると、天明八年には火罪はなかったようだが（二七六頁）、本史料によると二月十一日に火罪が執行される予定であった。

放火に対する処罰はA物取りをともしなう放火、B物取りをともしなわない放火、C乱心者・暗愚の者の放火によって異なる。AとBに共通するのは放火場所と放火犯の居所と三郷町中で引き回したのち、御仕置場（飛田または野江刑場）での火刑の執行である。異なるのは捨札（罪人の氏名・年齢・罪状を記した高札）の数である。Bが刑場のみであるのたいし、Aは刑場のほか日本橋南詰、

高麗橋西詰、大和街道口（平野口町）、京街道口（野田町）、西国街道口（北木幡町）の六か所に掲示する。一方、Cは刑は執行せず、親類へ引き渡し押し込めとなる。また、火刑となるべき者が町奉行所牢内で死亡した場合、罪人が生きていれば火刑としたことを記した捨札を建て、死骸は取り捨てとした。

火刑執行に先立って、罪人を高麗橋東詰浜で三日肆に処した。船手奉行管轄の罪人の場合は安治川口で行う。肆刑が執行される町内（高麗橋東詰の場合、内両替町と高麗橋一丁目）に担当与力が指示して小屋掛けをさせる。この費用は三郷全体の負担として処理される。その後、縄打ちした罪人に捨札と長道具を持たせ、東町奉行所の牢屋から肆小屋まで移動。小屋の脇に長道具と捨札を建て、小屋内に囚人を入れてさらすのである。この間の警護は東西両町奉行所同心が四人ずつ行う。また担当与力も毎日見回りにくる。長道具、捨札の準備、罪人の縄取、三日肆での人払いは役人村の者が行う。

火刑の仕方は江戸と大坂で異なる。江戸では火罪柱に

罪人を縛り付ける。一方、大坂では罪人ののどに鎖付きの鉄輪をはめ、その鎖を三尺ほど延ばして柱に取り付け、柱の周囲に薪・柴を積み上げ、風上から点火するのである。

これに使用する鉄輪と鎖は事前に鍛冶屋町と関町に命じて作らせ牢屋敷に取り寄せておく。また柱と捨札用の竹は十人材木屋に準備させる。捨札と紙幟は町奉行所の惣代部屋で作り、翌朝、町奉行所を通じて役人村の者へ渡す。火刑に使用する薪と柴は三郷の負担である。各町は公役一役につき薪一本、柴一束ずつ用意し、町代が刑場まで持参する。町代配下の若き者が各町から受け取り、役人村の者へ渡す。このため役人村からは事前に一〇人ほどの者が出て、掃除を済ませておくのである。こうした火刑当日に使用する物品は町惣代が取りまとめ役となっている。

なお、捨札は処刑当日の朝、刑場に捨札を建てる町の町年寄を集めて渡す。最後に、火刑後三日間は死体をさらすため、役人村の者が警備にあたり、四日目に捨札と

遺体を役人村の者が処理するのである。

このように火罪の執行に際しては三郷の諸集団が役負担をし、とりわけ薪と柴に関しては三郷全体で負担する制度をとっている。この意味が何かは今後の検討課題である（藤井嘉雄『大阪町奉行所と刑罰』。「御除日并御仕置心得覚書」「御問合之内三ヶ条大下書」。いずれも神戸市立博物館所蔵。『大阪市史史料』第四三輯、一九九五年に翻刻）。

凡 例

一、大阪府立中之島図書館が所蔵する道修町三丁目文書、目録番号二七四「諸事書上帳」一九冊の第五冊、天明八年「諸用書上控」のうち、正月から四月までの記事を収めた。

一、旧漢字は常用漢字に改めた。ただし、メ（貫）・メ（しめ）・ム（より）・躰（体）や人名の一部はそのまま使用した。

一、異体字は原則として常用漢字に改めたが、一部残したこともある。

一、かな文字は現行のひらがな・カタカナに改めているが、江（へ）・而（て）・与（と）・茂（も）などの助詞は原文のまま使用した。

一、翻刻史料には適宜、読点「、」と並列点「・」を付けた。

一、原文中の追記は翻刻史料では本文中に組み入れた。

一、表紙や貼紙であることを示すための編集上の注記は傍注として（表紙）、（貼紙）のように示した。

一、原文に墨消しなどで抹消された文字には取り消し線

「□□」を付けた。

一、判読が困難な文字は□で示し、推定可能な場合は右側に傍注を付け、() に収めた。

一、筆者が加えた傍注には() を付け、原文と区別した。

一、文意が通じないが原文のままとしたものには傍注として(ママ)、疑念が残る場合は(カ) を付けた。

一、敬意を示す闕字と平出は一字あけとした。

一、原文の字句に付けた「*」は注記を付けたことを示す。注記する字句は【】で示し、一件ごとに末尾に配置した。

一、解題や注記で示した触・達は『大阪市史』第三所収

「御触及口達」である。

一、解題や注記では、道修町三丁目文書(中之島図書館所蔵)を道三文書、道修町文書(くすりの道修町資料館所蔵)を道修町と略記する。道修町文書は道修町資料館から二〇五〇〇四まで翻刻中である。

【翻刻】

(表紙) (朱書)

「五」

戊 天明八年

諸用書上控

申正月吉日

御月番*

東御番所*

惣年寄*

川崎屋次左衛門殿*

申正月朔日合

【月番】月番町奉行。大坂の東町奉行と西町奉行は一月ごとに月番と非番を交代した。ここでは天明八年正月は東町奉行所が月番であることを示す

【東御番所】大坂東町奉行所

【惣年寄】町人を代表して市制を担当する行政官。町奉行所や惣会所で執務するほか、糸割符頭取として毎年交代で長崎へ出張し、長崎会所および大坂会所に勤める

【川崎屋次左衛門】大坂の町人地(三郷)は北組・南組・天満

組に分かれる。川崎屋は北組の惣年寄

*惣年寄ないし惣会所の「月番」の意味がわからなかった。

三組の惣会所が月交代で当番を引き受けるのかと理解していた。しかしこの記事により、町奉行所の惣年寄詰所に詰めるのが月番惣年寄であると考えるのが妥当と思われる。少なくとも、十八世紀後半における月番惣年寄の語法はこのようなものであっただろう。

*毎月初めに「諸事書上帳」に月番町奉行所詰の惣年寄を記載するのはこの第五冊（天明八年）からである。

覚

一 御大御大名衆・御旗本衆蔵屋鋪留守居役人・名代・蔵元之名・所并続屋鋪・拔屋鋪・掛ケ屋鋪・舟入屋鋪之訳*、町並上ミ合順々ニ書付差出候様被仰付奉畏候、右之品丁内ニ無御座候二付、此段以書付御断申上候、以上

申

正月十一日

道修町三丁目年寄*

紙屋吉右衛門*

惣御年寄中

【蔵屋鋪】蔵屋敷。大名や旗本が設けた倉庫機能を兼ねた屋敷。

年貢米や特産品の換金が主な役割である。江戸の大名屋敷が幕府からの拝領地であるのに対し、大坂の蔵屋敷は町人からの借地が大半であった

【留守居役人】蔵屋敷を管理する者。国元から派遣された家臣がその職に就く。蔵屋敷の主人は藩主である。藩主不在の施設を預かっているので留守居とよばれる

【名代】蔵屋敷の名義人となった町人

【蔵元】町人蔵元。蔵屋敷に出入する町人の支配人

【名・所】名前と住所

【続屋鋪】続屋敷。敷地がつながり、蔵屋敷と連続している敷地や建物

【拔屋鋪】拔屋敷。明屋敷になっている蔵屋敷

【掛ケ屋鋪】蔵屋敷内にある借屋。大坂では一部の蔵屋敷が借屋経営を行っていた

【舟入屋鋪】舟が出入する門を作り、米俵などを荷揚げせずに堀川から直接出入することができる施設を設けた蔵屋敷

【訳】分け、区分、分類

【町並上ミ合順々ニ】大坂では大坂城に近い方角が上になる。

道修町三丁目の場合には東側が上手になる

【右之品】右の条件にあてはまるもの

【道修町三丁目】「どしようち」。北船場にある個別町の一つ。

道修町筋は東西の街路。東は東横堀から始まる。東から西へ一丁目〜四丁目、古川町と続く

【年寄】町年寄

【紙屋吉右衛門】道修町三丁目町年寄。質屋。両替商。伊勢亀山藩（石川家）蔵屋敷名代・用聞。備中新見藩（関家）蔵屋敷名代。松平縫殿頭米支配人（天明七年）。水野左近将監殿蔵元（天明七年頃）

【正月十一日】町奉行所と惣会所が業務を開始する日である

*この調査は惣会所に提出されたと考えられる。

*紙屋吉右衛門は複数の大名家の蔵元を兼任しているが、調査対象は町内ないと報告している。したがって調査対象は人ではなく蔵屋敷などの諸屋敷である（道修町三丁目に蔵屋敷はない）。

覚

一道修町三丁目中橋筋^{*}の梅檀木筋^{*}迄、此大道幅四間壹尺七寸、梅檀木筋^{*}の井池筋迄四間貳尺六寸
右之通相違無御座候、以上

道修町三丁目年寄
申正月十一日
紙屋吉右衛門

惣御年寄中

【中橋筋】道修町（街路）と直交する南北の筋。道修町三丁目の東端にあたる

【梅檀木筋】道修町（街路）と直交する南北の筋。道修町三丁目の中央にあたる

【大道】家並みの間口が連続する街路を大道、それと直行する道を横町という。船場地域では東西の街路が大道、南北の筋が横町にあたる。ここでは道修町（街路名）をさす

【四間壹尺七寸】一間は六尺、一尺は十寸。一間は約一・八メートル

【井池筋】道修町（街路）と直交する南北の筋。道修町三丁目の西端にあたる

*当時の街路は街区によって道幅に多少の違いがあったことが確認できる

覚

一家数貳拾九軒
一役数^{*}四拾貳役壹歩

町年寄屋舗^{*}
鳥飼屋忠兵衛屋舗^{*}
内四役
小西半兵衛屋舗^{*}
無役

会所屋舗^{*}

残テ三拾八役壹歩

一 惣竈数百七軒

内 拾三軒八家持
九拾四軒八借家
外二七軒明借

右之通相違無御座候ニ付、書付差上申候、以上

申正月十一日 道修町三丁目年寄
紙屋吉右衛門

惣御年寄中 但片折ニツ折ニ認

【役数】家屋敷には役数に応じて公役や町役が賦課された。道修町三丁目目役数は四二二一役であった

【町年寄】個別町の代表者

【鳥飼屋忠兵衛】薬種中買仲間。備後問屋、讃岐問屋（積問屋・安永）

【小西半兵衛】薬種中買仲間、越中間屋、出羽問屋、北国問屋（安永）、過書座問屋（天明七年から）

【会所】町会所。大坂には個別町ごとに会所があり、町代が町内の公的業務を代行した

【竈数】世帯数

*道修町三丁目目で明借屋は安永六年に一軒現れる。一〇年後の天明七年には四軒であったのが、翌八年には七軒に増加している。また天保七年は三軒であったのが安政四年は一〇軒に

増加している。天明年間は全国的な飢饉があった時期であり、安政元年は津波をとまなう大地震が発生している。飢饉や津波などの災害と明借屋の増加との間に因果関係があるかどうかは今後の検討課題である。

覚

肥前唐津*

一米千三百三石三斗三升三合三勺* 未十月分

同

一同千七百拾石 同十一月分

同

一同千三百五拾石 同十二月分

右者水野左近将監*殿蔵屋鋪登り米高、少も相違無御座候、以上

蔵元

申正月十一日

道修町三丁目

紙屋吉右衛門

月行司*

近江屋又兵衛*

惣御年寄中 但三枚二相認

【肥前】佐賀県と長崎県にまたがるが、唐津藩が所在するのは佐賀県

【唐津】唐津藩。宝暦十二年から水野家が支配。六万石。蔵屋敷は堂島四丁目に所在

【水野左近将監】水野忠鼎。安永四年から唐津藩藩主。唐津藩の蔵屋敷は堂島四丁目に所在

【千三百三石三斗三升三合三夕】一石は一〇斗、一斗は一〇升、一升は一〇合、一合は一〇夕。米一石は約一五〇キログラム

【登り米】上り米。日本各地から大坂へ搬送される米。この場合は唐津から大坂に送り蔵屋敷に届いた米

【月行司】「がちぎょうじ」。町人から月当番で選ばれた町内の代表者。町年寄を補佐・代行する。通常二名

【近江屋又兵衛】菓種中買仲間

乍恐口上

道修町三丁目

鳥飼屋忠兵衛

忌中二付代下人卯兵衛

一私借屋軒下二今暮時頃、出生分三十日計二相見へ候女子捨有之候二付、早速取入見相改候処、身二疵等も無

御坐候二付、養育介抱仕罷在候故、乍恐此段御断奉申

上候、以上

天明八年申正月廿四日

代卯兵衛

年寄

紙屋

吉右衛門

御奉行様

東

寺西

市郎左衛門左衛門様

【下人】店の奉公人

【御奉行様 東】大坂東町奉行。この月の月番。

【寺西市郎左衛門】東組与力寺西家に市郎左衛門の名前は確認できない。天明三年は「儀左衛門」がいる。

*天明七年は道修町三丁目二軒の捨て子があった。

乍恐口上

道修町三丁目銭屋

与左衛門家守

近江屋

十右衛門

一去未十月六日夜、私支配借屋軒下二、式才計二相見候男子捨有之、早速御断奉申上養育仕罷在候処、右男子

天満堀川町木屋又兵衛支配借屋平野屋伊兵衛与申者貰
 受養育仕度段申之候、尤右伊兵衛女房去未弐歳ニ相成
 候悴相果申候二付、乳沢山ニ御座候故遣申度、則受人
 角倉与一様・大屋四郎兵衛様御預所撰州西成郡曾根崎
 村小池利右衛門支配借屋平野屋新七召連、乍恐御願奉
 申上候、此段御聞届被為 成下候ハ、難有可奉存候、
 以上

天明八年申正月廿五日

近江屋

十右衛門

年寄

紙屋

吉右衛門

右之通相違無御座、末々龜抹無之様養育可仕候、何卒私
 へ被為下置候ハ、難有可奉存候、以上

天満堀川町木屋又兵衛

支配借屋

平野屋

貰主

伊兵衛

角倉与一様

御預所撰州*

大屋四郎兵衛様

西成郡曾根崎村小池屋

利右衛門支配借屋

平野屋

受人 新七

御奉行様 東 寺西市郎左衛門左衛門様

【家守】掛屋敷(借屋)の管理人

【近江屋十右衛門】寛政八年前ころ脇店薬種株(道三文書二九二
 一五七)。天明八年当時、脇店と家守を兼業していたのかは不
 明

【支配】差配、管理する。この場合は近江屋十右衛門が錢屋与
 左衛門名義の家屋敷(掛屋敷)を管理すること

【御断】大坂町奉行所に届け出ること

【天満堀川町】「てんまほりかわちよう」。天満組のうち。堀川
 橋詰。現東堀川町・西堀川町

【受人】請人。保証人

【角倉与一】角倉与一玄寿。宝暦三年から寛政七年まで京都代
 官。淀川過書船支配兼帯。陣屋は二条河原に所在

【大屋四郎兵衛】大屋四郎兵衛正巳。安永六年から寛政元年ま
 で大坂谷町代官

【曾根崎村】大坂三郷町続き地。行政上は村であるが町場化し

た地域であり、借屋も存在する

【御預所】「おあずかりしょ」。直轄地のうち幕府が大名や旗本に支配を委任した所

乍恐口上

道修町三丁目年寄

紙屋

北組三番*

吉右衛門

一他町持玉水町加嶋屋吉右衛門家屋鋪表口四間式寸五分、裏行式拾間壹尺七寸三分、但壹役、右家屋敷丁内

加賀屋弥一郎借屋兄吉川屋吉兵衛讓受、名前二成、丁内持直判二相勤候

右之通水帳絵図張紙仕度、乍恐御断奉申上候、以上

紙屋

天明八年申正月廿八日

吉右衛門

御奉行様 東 地方惣代田中金八殿

(罫線あり)

「加嶋屋吉右衛門名前退、

兄吉兵衛名前成、丁内

(罫線あり)

加賀屋弥三郎借屋住居」 「吉川屋

吉川屋

吉兵衛〇」

吉兵衛〇

天明八年申正月廿七日」

【北組三番】道修町三丁目が所属する通達町組合である可能性が高い

【他町持】町内にある家屋敷のうち町外に居住する町人名義のもの。掛屋敷という

【玉水町】「たみみずちよう」。北組のうち。土佐堀の南側。町内に十人両替の筆頭加嶋屋久右衛門の居宅があった。加嶋屋吉右衛門は同族か

【表口】間口。家屋敷地のうち正面の長さ

【裏行】家屋敷地の表から裏までの長さ

【壹役】幕府が町人に負担を求める公役は間口の長さを基準とした。おおむね間口三間から四間の家屋敷が一役を負担した。

間口の広さに応じて二役、三役を負担する家もあった

【名前二成】名前二人になること。宗旨人別帳や宗旨巻に登録される名義人。家業の名義人

【丁内持直判】宗旨巻は町内の家屋敷所有者を確認するものである。その家屋敷に所有者が居住する場合は「住宅」、所有者はその家屋敷に居住していないが同じ町内の住人である場合（掛屋敷）は「町内持」という。住宅の家屋敷は宗旨巻に所

有者が捺印する。これを直判という。なお掛屋敷を家守が管理する場合は家守が捺印する。これを代判（代判人）という
【水帳絵図張紙】水帳は各町内ごとに作成する土地台帳。家屋敷所有者の名義・代判人・家守・印鑑などに変更があったとき、該当箇所にその旨を記載した張紙をつける

【地方惣代】「地方」は町奉行所の役掛りの一つ。町人地や仲間株などを管轄する。「惣代」は町惣代（三郷惣代）。惣会所や町奉行所に詰めて都市行政の末端業務をおこなう。地方惣代は地方役担当の町惣代。士分ではない

【田中金八】町惣代は北組・南組・天満組のどれかに所属。惣会所敷地内に居宅をもつ。田中姓の町惣代は北組に所属

* 地方役所にも書記役として町惣代が配置されたことがわかる。

乍恐口上

道修町三丁目年寄

紙屋

吉右衛門

一 他町持玉水町加嶋屋吉右衛門家屋敷壹ヶ所、丁内加賀屋弥一郎借屋兄吉川屋吉兵衛讓受名前二成、丁内持直判二相勤申候

右之通三ヶ条御法度書証文ニ協書仕度、左ニ書付乍恐

御窺奉申上候、以上

天明八年申正月廿八日

御奉行様 東 寺社方八田五郎左衛門*

紙屋 吉右衛門

他町持* 家主加嶋屋吉右衛門八玉水町二住宅*
代印家守丁内粹屋三五郎借屋

小西

○ ○ ○ ○ 佐兵衛 ○

□

家主吉右衛門 〇

丁内加賀屋弥一郎

借屋兄吉川屋

吉兵衛名前成

丁内持直判

【三ヶ条御法度書証文】宗旨卷。町ごとに戸主の名前を記したものの。吉利支丹禁止など三か条の前書を付けた。宗旨卷は毎年作られる。各町では毎月一度、町会所に町人・家守が集まり宗旨卷に捺印する

【協書】水帳や宗旨卷の変更内容などを追記したもの

【寺社方】宗旨方。大坂町奉行所の役掛りのひとつ。大坂市中の寺院の監督と宗旨人別改帳や宗旨巻の管理などを担当。明和七年閏六月十四日、名称が宗旨方から寺社方に変更

【八田五郎左衛門】大坂東町奉行組与方

【家主】家持町人または家守。公的な場面で家を代表する

【代印】名前（戸主、家の代表者）に代わって捺印する者

御月番

西御番所

惣年寄

江川庄左衛門殿*

二月朔日合

【江川庄左衛門】北組の惣年寄

乍憚口上

一 京都出火ニ付御当地材木屋共々板材木売出御差留被成候、右材木屋之外板材木買入有之候ハ、売出御差留被成候ニ付、板材木買入有之者、右員数并外商売・箱屋小細工仕候ものニ而も、当時板材木何程有之候処、委細ニ書上候様被仰付奉畏、丁内家持・借家吟味^{*}仕候

処、此節右板材木買入候義者勿論、所持仕候者無御座候ニ付、此段以書付御断申上候、以上

申

二月九日

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

【京都出火】天明八年正月三十日から鴨川東の宮川町から出火、

火災は広範囲に広がり二月二日に鎮火した。焼失地域は一四

二四町、焼失家屋は三万六七九七軒、寺院二〇一カ寺、神社

三七。御所や二条城まで類焼した（『京都の歴史』六 六三～

六五頁）

【箱屋小細工】指物細工。箱、箱火鉢、机、家具など

【吟味】調査

〔参考史料〕

一 京都大火ニ付、当地材木屋共々板材木売出之儀、御差留メ被成置候、右材木屋之外板材木買入有之者茂売出御差留被成候、尤板材木買入有之ハ、右員数書付明後九日五ツ時、方角惣会所江本人印判ニ而、有無共書付可差出候

申二月七日

(補達二五〇)

〔参考史料2〕

材木屋之外、板材木所持致候員数御改売出候義御差留メ之段、当七日相触候処、右材木売出勝手次第仕候様被仰渡候間、昨日書付差出候、銘々江不洩可申聞候、已上

申二月十日

(補達二五一)

【本人】町年寄

*参考史料1・2とも惣年寄が発給した町触と考えられる。当初指示がなかった箱屋(指物屋)の調査も道修町三丁目では実施している。十七世紀頃の道修町は建具や走りなどの職人が営業していた。この記憶が残り、指物屋などを追加したのだろうか。

覚

一薪三拾八本

一柴壹抱

申二月十日

北組

道修町三丁目

右者翌十一日火罪之者有之候二付、鳶田御仕置場へ差出

【火罪】火あぶり刑

【鳶田】鳶田刑場は今宮村鳶田の泉州街道沿いにある。南北約一町。隣村の天王寺村には鳶田墓所がある

【御仕置場】刑罰(とくに磔刑や火刑)を行う場所。公儀には牢屋敷内の斬首場も含むが、一般には牢屋敷以外の刑場をさす。千日刑場(中央区千日前一丁目)、野江刑場(都島区中通り三丁目)、鳶田刑場(西成区太子町一丁目)、三軒屋刑場(大正区三軒家東二丁目、月正島)または安治川口・木津川口など。火罪はおもに鳶田刑場でおこなった

*火刑で使う薪・柴は三郷町中に割り当てられた。

乍恐口上

道修町三丁目紙屋

吉右衛門家守*

紙屋

源八

一五年以前辰九月十日夜、私支配借屋軒下二捨有之候男
子、天満式丁目伊勢屋清蔵支配借屋山口屋佐兵衛貴請
養育仕度申之候二付、去ル巳二月廿九日奉願上御聞届

被為成下候、其後貫主佐兵衛義同所今井町文字屋弥兵衛借屋江変宅仕候二付、同七月五日御断奉申上候、然ル処捨松与名付当五歳ニ罷成候処、右佐兵衛義近年病身ニ付渡世難相成、悴捨松養育仕兼難義仕候故、差戻シ申度引取呉候様相頼申候二付、右之趣去未十月廿三日貫主佐兵衛分奉願上御聞届被為成下、丁内江引取養育仕罷在候処、此度生玉社領撰州西成郡難波村上之町阿波屋半兵衛借屋籠屋嘉右衛門与申者貫受養育仕度段申之候ニ付差遣申度、則受人大屋四郎兵衛様御代官所同所北之町長門屋角兵衛借屋綿屋嘉兵衛召連、乍恐此段御願奉申上候、何卒御聞届被為成下候ハ、難有可奉存候、以上

天明八年申二月十六日

紙屋

源八

年寄紙屋吉右衛門

病氣ニ付月行司

近江屋

十右衛門

右之通相違無御座、末々龜末無之様養育可仕候、何卒私へ被為成下置候ハ、難有可奉存候、以上

生玉社領撰州西成郡

難波村上之町阿波屋

半兵衛借屋

籠屋

貫主

嘉右衛門

大屋四郎兵衛様御代官所

同所北之町長門屋角兵衛

借屋

綿屋

受人

嘉兵衛

御奉行様 東

【家守】掛屋敷（借屋）の管理を代行する者。借屋の管理人。

町内文書や宗旨巻には家主にかわつて捺印した

【五年以前辰】天明四年

【天満式丁目】天満組。天満橋の北側。町内に天満組惣年寄中

村家の住居と舟番所がある。現天満一丁目

【今井町】「いまいちょう」。天満組に所屬。もと天満二丁目。

天満橋北詰二筋北。町内に天満組惣年寄今井家の住居がある。

現天満一丁目

【去未】天明七年

【生玉社】「いくたましゅ」。生国社、生国魂神社。難波村上之町に社領があった

【難波村上之町】難波村は大坂三郷隣接地として早くから町場化した。幕府領。村の中には「北之丁、山之丁、東之丁、中之丁、西之丁、弓場之丁、下田之丁、上の丁」があった

覚

一 去十一月の当正月迄十一品荷物廻船会所へ書出候外、他所・他国船二而江戸江致直積候分、丁内吟味仕候処一切無御座候二付、以書付御断申上候、以上

申二月廿三日

道修町三丁目月行司

年寄

伏見屋正兵衛*

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

【十一品荷物】大坂から江戸に送る日常必需品。米・油・酒・醤油・酢・薪・魚油・塩・味噌・繰綿・木綿をさす。三か月ごとに数量を調査し江戸に報告することが惣年寄の職務であった。当番の惣会所が調査内容を集計し廻船会所に提出した

【廻船会所】海船を監督する民間の役所。監督官を廻船年寄という。阿波町に所在

【直積】大坂を經由せず、地方から江戸に直接輸送する商品

【伏見屋正兵衛】伏見屋庄兵衛。道修町薬種中買。梅檀之木筋西近所講の講員

覚

一 鉛問屋并中買人名前急御入用之義被仰出候二付、丁々相札有無共書出候様被仰渡奉畏候、丁内吟味仕候処、右鉛問屋・中買無御座候二付、以書付御断申上候、以上

申三月廿三日

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

【鉛問屋并中買人】銅問屋が銅山の荷主から銅荷物を預り大坂で銅吹屋（のち銅座）に売却する者であり、銅仲買が銅吹屋で製錬した吹銅を加工業者や地方の間屋に売却する者であることから類推して、鉛問屋は鉱山の荷主から鉛荷物を預り銅吹屋や鉛中買などに販売する者であり、鉛中買は問屋から受け取った鉛荷物を白粉屋などの加工業者や地方の間屋に販売

する者と仮定しておく。今井典子『近世日本の銅と大坂銅商人』（思文閣出版、二〇一五年）参照。

*天明八年の鉛急御用については不明

乍恐口上

道修町三丁目年寄

北組三番

紙屋吉右衛門

一丁内近江屋忠右衛門拾壹歳ニ付代判別家手代丁内上田

三郎左衛門借屋近江屋三右衛門相勤罷在候処、右三右

衛門代判退キ、跡代判別家手代丁内賀儀屋平兵衛借屋

近江屋利八相勤申候

一丁内持小西次右衛門義浅井以敬借屋ニ住居仕罷在候

処、此度丁内小西半兵衛借屋江変宅仕候

右之通水帳絵図張紙仕度乍恐此段御断奉申上候、以上

道修町三丁目年寄

紙屋

天明八年申二月十九日

吉右衛門

御奉行様 西地方

【近江屋忠右衛門】 葉種中買仲間

【代判】代判人。未成年または女性の戸主の代理として押印する者。後见人

【別家手代】主家に許されて独立した元奉公人を別家または分家という。別家手代は独立後も主家に手代として奉公する者

【上田三郎左衛門】享保期は大和屋三郎左衛門。大坂の豪商の一人。幕府の公金為替を扱う金銀為替御用達。御蔵米御払方

入札銀掛屋（安永版難波丸綱目）。道修町三丁目に掛屋敷を所持

【賀儀屋平兵衛】天明元年の「葉種中買仲間数帳」（道修町文書一〇三〇〇八）には「鍵屋平兵衛」と記載されている

【近江屋利八】葉種中買仲間。安永七年、近江屋みちから葉種中買株を譲り受ける。ただしこの株は安永六年六月に父利兵衛からみちが相続するが、九月に休業し、株は仲間が保管した

【浅井以敬】医師

た

乍恐口上

道修町三丁目年寄

紙屋

天明八年申二月十九日

吉右衛門

御奉行様 西地方

一丁内近江屋忠右衛門拾壹歳ニ付代判別家手代丁内上田
三郎左衛門借屋近江屋三右衛門相勤罷在候処、右三右

衛門代判退キ、跡代判別家手代丁内賀儀屋平兵衛借屋
近江屋利八相勤申候

内賀儀屋平兵衛借 但し右脇書先達而御伺
屋近江屋利八 奉申上置候

一丁内持小西次右衛門義浅井以敬借屋二住居仕罷在候
処、此度丁内小西半兵衛借屋江変宅仕候

町内持 浅井以敬借屋

一丁内持鳥飼屋忠兵衛方二同家鳥飼屋五郎助先月病死

二月 小西 ○○○○ 庄兵衛○

仕、跡名前未極当月無印御断奉申上候

右之通三ヶ条御法度書之証文二脇書仕度、左二書付、乍

丁内小西半兵衛 借屋へ変宅

恐御窺奉申上候、以上

町内持 鳥飼屋忠兵衛方二同家

天明八年申二月十九日

紙屋 吉右衛門

御奉行様 西寺社方吉田勝右衛門様

二月 無印 ○○○○ 五郎助○

家主近江屋忠右衛門十歳二付代判同家手代*

二月 十一月

家主五郎助先月 病死仕、跡名前未
極、借屋之吟味年寄・
五人組仕候

○ ○ ○ ○ ○ 庄兵衛○

□ 代判庄兵衛三右衛門与

覚

改名丁内上田三郎左衛門

代判三右衛門退、 借屋江別家仕、代判

跡代判別家手代丁 是之迄之通

一丁内近江屋忠右衛門拾壹歳二付代判別家手代上田三郎
左衛門借屋近江屋三右衛門相勤罷在候処、右三右衛門

代判退キ、跡代判別家手代丁内賀儀屋平兵衛借屋近江

屋利八相勤申候

一丁内持小西次右衛門義浅井以敬借屋二住居仕罷在候

宛、此度丁内小西半兵衛借屋江変宅仕候

右之通水帳絵図張紙差出申候、以上

道修町三丁目年寄

申二月十九日

紙屋吉右衛門

田中金八殿

【小西次右衛門】小西治右衛門。葉種中買仲間

【跡名前】家の相続人の名前。家の相続人

【無印】「むいん」。宗旨巻に毎月の押印がないこと。各町で毎月一度、町人（町内持）と家守が町会所に集まり、宗旨巻の該当箇所捺印した。

【吉田勝右衛門】大坂西町奉行組与力

【同家】同居

【借屋之吟味】掛屋敷（借屋）の管理。ここでは町内にある借屋の持主が死亡し家守もいないので、町内の町年寄と五人組が借屋を管理したことを示す

【田中金八】北組の町惣代。ここでは町奉行所地方役の下役である

乍恐口上

道修町三丁目大和屋

七郎兵衛支配借屋

伏見屋

甚次郎

一松平越後守様御内高橋由三殿上下六人、瓦町壺丁目鉄

屋喜兵衛請人二取置、私方旅宿被致候二付、此段去ル

午二月八日御断奉申上候、然ル処右由三殿今辰上刻平

野町三丁目伊丹屋半兵衛支配借屋俵屋孫次郎方へ旅宿

替被致候故、右之趣御断奉申上候、以上

伏見屋

天明八年申二月廿九日

甚次郎

家守 大和屋

七郎兵衛

御奉行様 東西御当番所*

【松平越後守】美作津山藩主。津山藩は上中之島または常安町に蔵屋敷をもっている

【辰上刻】午前七時から八時頃

【平野町三丁目】道修町三丁目南隣。北組惣会所がある

【当番所】町奉行所で諸届を受け付ける部署。与力・同心が当

番制で勤務する。三郷内で武士が宿泊する場合も当番所に届ける義務があったことが本史料から確認できる

乍憚口上

一 鉛間屋并仲買商売人名前当廿三日書出候処、右間屋・仲買人之内相漏候者有之候趣二付、再応相糺弥相違無之哉、書付差出候様被仰付、猶又丁内相糺候処、右間屋并中買之者無御座候二付、此段以書付御断申上候、以上

道修町三丁目年寄

申二月廿七日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

乍恐口上

斎藤町* 紙屋九兵衛支配借屋

河内屋嘉兵衛後家*

しか

一去未七月廿四日夜道修町三丁目近江屋重右衛門支配借屋軒下ニ捨有之候出生今百日計ニ相見へ候男子、私夫

嘉兵衛貫受養育仕度、七郎右衛門町* 卷丁目肥前屋弥兵衛支配借屋河内屋重兵衛受人ニ相立、右町内今同九月三日奉願上候処、御聞届被為成下難有奉存養育仕罷在候、然ル処夫嘉兵衛義昨廿三日病死仕候処困窮仕養育難相成、外二世話仕呉候親類之者も無御座歎敷奉存候、依之右倅道修町三丁目丁内へ引取相頼候処、致承知呉候二付、乍恐右之趣御願奉申上候、何卒御聞届被為成下候ハ、御慈悲難有奉存候、此段右丁内今も連印仕、同事奉願上候、以上

天明八年申二月廿四日

後家

しか

河内屋

受人 重兵衛

家主 紙屋

九兵衛

右河内屋嘉兵衛後家しか奉願上候通、私共承知仕候二付右倅町内へ引取遣度乍恐同事奉願上候、以上

家主 近江屋

御奉行様 東

十右衛門
年寄病氣ニ付月行司

御奉行様

年寄 紙屋
吉右衛門

【斎藤町】「さいとうまち」。北組。西横堀斎藤橋西詰から西に伸びる両側町

【後家】未亡人

【七郎右衛門町】「しちろうえもんちよう」。北組。西横堀沿いに一・二丁目が展開する。西横堀二四浜の一つ。材木商が集住

乍恐口上

道修町三丁目上田三郎左衛門

家守

伏見屋

五郎兵衛

一私支配借家軒下へ夜前五ツ時頃見馴候甘歳計之嘉七与申非人病氣ニ而行倒居申候ニ付、様子見受候処、湿病ニ而身中痛所有之趣ニ付、薬用介抱致遣候得共、歩行難相成鉢ニ御座候ニ付、乍恐此段御断奉申上候、以上

伏見屋

天明八年申三月十二日

五郎兵衛*

覚

一昨夜五ツ時頃、丁内伏見屋五郎兵衛支配借屋軒下へ年頃廿歳計見馴候嘉七与申非人行倒候ニ付見改候処、湿病ニ而身中痛所有之趣ニ相見へ申候ニ付、此段御番所様江御届奉申上候処、御当番 田中源右衛門様 閔根栄次郎様 高原小家へ遣候様被為 仰付候ニ付、則差遣申候、以上

申三月十二日

道修町三丁目

高原小家

御会所*

【夜前五ツ半時】夕方五時頃

【非人】野非人。身寄りのないホームレス、物乞

【湿病】「しつやみ」。①梅毒、②リウマチ

【伏見屋五郎兵衛】道修町薬種仲買仲間

【白屋町】「うすやまち」。天満一丁目から分かれる。天満橋北詰から東へ三筋目

【東御当番所】大坂東町奉行所の当番所。町奉行所で諸届を受け付ける部署。与力・同心が当番制で勤務する

【高原小屋】御用瓦師寺島藤右衛門が管理する瓦土取場のなかに設けられた野非人収容施設。安永二年からは市中の行倒人も収容するようになった

【御会所】高原会所、高原小屋会所。収容した野非人は四カ所の垣外集団（非人仲間）が管理するため、高原小屋には詰所が置かれた。この詰所が会所である。この会所は四カ所の垣外の寄合所でもあった。

*三月十一日付けで町中野非人行倒死の際、死骸仮片付を指示する町触（達九二五）が出ている。

乍恐口上

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

一上人町油屋差兵衛借屋二罷在候本道医師原泰庵弟子林*

泰仙、丁内絳屋三五郎借屋借り受引移申候二付、医師

帳張紙仕度乍恐此段御断奉申上候、以上

天明八年申三月廿四日

紙屋吉右衛門

御奉行様 東

上人町申合、両町同事ニ御断申上、御聞届被成候

【上人町】「しょうにんまち」。北組。北船場に東西に展開する

高麗橋通りのうち、井池筋と淀屋橋筋の間に所在する両側町

【本道医師】本道家。漢方における内科医

【医師帳】医師の管理は町奉行所と惣会所の双方でおこなって
いてことがわかる。医師帳が町奉行所と惣会所のどちらが管
理していたかは不明

乍憚口上

一上人町油屋差兵衛借屋二罷在候本道医師原泰庵弟子林

泰仙丁内絳屋三五郎借屋借り受、引移申候二付、医師

帳張紙仕度、此段御断奉申上候、以上

道修町三丁目年寄

申三月廿四日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

乍恐口上

道修町三丁目年寄

北組三番

紙屋吉右衛門

五郎助死跡実子忠兵衛名前二成、丁内持直判*

鳥飼屋

忠兵衛

天明八年申三月廿四日

一 町内持鳥飼屋忠兵衛方同家鳥飼屋五郎助家屋敷表口三間巷尺四寸、裏行式拾間巷尺七寸三步、但巷役巷歩、

右家屋敷巷ヶ所所持仕候処、家主五郎助義、当正月病

死仕、死跡実子鳥飼屋忠兵衛名前二罷成候*

一 丁内小西半兵衛義過書座年寄役相勤、右役義二付、撰

一州平田船番所へ相詰居候二付、右留守中代判別家手代

丁内伏見屋六兵衛借屋小西嘉助相勤罷在候処、右嘉助

代判相退キ、跡代判別家手代同借屋小西宇兵衛相勤申

候

右之通水帳絵図張紙仕度乍恐此段御断奉申上候、以上

紙屋

天明八年申三月廿四日

吉右衛門

御奉行様 東

鳥飼屋忠兵衛同家鳥飼屋

右ハ水帳張紙控

天明八年申三月廿四日

過書座年寄役相勤、右役義二付撰州平田船番所へ相詰居申候二付、右留守中代判別家手代丁内伏見屋六兵衛小西嘉助退、跡代り代判別家手代

小西

宇兵衛

【同家】同居。鳥飼屋忠兵衛の家でくらす五郎助が町内に一軒の掛屋敷を所有しているのである

【耆役老歩】この家屋敷の家役。一、一役

【名前二罷成】鳥飼屋忠兵衛の子が親の名を襲い、忠兵衛を名乗ること

【過書座】淀川で伏見と天満橋の間を営業範囲とする過書船を監督する役所。過書座年寄は大坂に三名、尼崎・大塚・枚方・淀・京都に各一名。天明七年、過書座年寄は勤役中一役が無役となる（『大阪市史』第一 六一―五頁）

【平田船番所】過書船の役所は天満大川町、船番所は伏見・枚方・平田（茨木市）におかれた

乍恐口上

道修町三丁目年寄

紙屋吉右衛門

一町内持鳥飼屋忠兵衛方二同家鳥飼屋五郎助家屋敷老ケ所所持仕候処、家主五郎助儀、当正月病死仕跡名前未極先月十九日無印脇書御伺奉申上候、然ル処実子鳥飼屋忠兵衛名前二罷成、丁内持直判二相勤申候

一町内小西半兵衛儀過書座年寄役相勤、右役儀奉二付、撰州平田舟番所江相詰居候二付、右留主中代判別家手代丁内伏見屋六兵衛借屋小西嘉助相勤罷在候処、右嘉

助義代判相退キ跡代判別家手代同借屋小西宇兵衛相勤申候

右之通三ヶ条御法度書之証文二脇書仕度、左ニ書付乍恐御窺奉申上候、以上

天明八年申三月廿四日

紙屋

吉右衛門

御奉行様

町内持鳥飼屋忠兵衛方二同家

三月 二月 鳥飼屋

□ 無印○○○ 五郎助 ○

実子鳥飼屋 家主五郎助

忠兵衛名前二成 先月病死仕

丁内持直判 跡名前未極

借屋之吟味年寄

五人組仕候

家主小西半兵衛過書座年寄役相勤、右役義二付、撰州平田船番所へ相詰居候二付、右

留主中代判別家手代丁内伏見屋六兵衛借屋

三月 十一月 小西

○ ○ ○ ○ ○ 嘉助 ○

□

代判嘉助退、跡代判 天明七年未十一月〆

別家手代丁内伏見屋 右年寄相勤候内

六兵衛借屋小西宇兵衛 一役御免被為被仰付

候

乍恐口上

道修町三丁目

鳥飼屋

忠兵衛

一当正月廿四日夜、私借屋軒下二^出生〆三十日計二相見

へ候女子捨子有之、早速御断奉申上、養育仕罷在候

処、右女子大屋四郎兵衛様御代官所撰州東成郡天王寺

村之内南堀越町^{*}百性庄左衛門与申者貰受養育仕度段申

之候、尤右庄左衛門女房当正月安産^{*}之悴相果申候二付、

乳沢山二御座候、其外当申八歳二相成候男子壹人御座

候故差遣申度、則受人右同所百性伊兵衛召連乍恐御願

奉申上候、此段御聞届被為 成下候ハ、難有可奉存候、

以上

鳥飼屋

天明八年申三月廿七日

忠兵衛

年寄

右之通相違無御座、末々匄抹二無之様養育可仕候、何卒

私へ被為下置候ハ、難有可奉存候、以上

大屋四郎兵衛様御代官所

撰州東成郡天王寺村之内

南堀越町百性

貰主

庄左衛門

右同断

百性

請人

伊兵衛

御奉行様 東

【天王寺村】東成郡のうち。大坂三郷町続きの村。

【南堀越町】「ほりこしちよう」。天王寺村のうち

【安産】出産によつて母体に影響がないこと。子供が死亡して

も母親が生きていれば安産である

乍恐口上

道修町三丁目年寄

病氣二付月行司

伏見屋

北組三番

庄兵衛

御奉行様

天明八年申四月四日

伏見屋

正兵衛

之通吉川屋吉兵衛相勤申候

右之通三ヶ条御法度書証文ニ脇書仕度左ニ書付、乍恐御窺奉申上候、以上

一他町持道修町壱丁目倅加賀屋弥三右衛門二同家弥一郎

義、此度剃髮仕名を宗溪与相改申候、尤家守是迄之通

吉川屋吉兵衛相勤申候

右之通水帳絵図張紙仕度、乍恐此段御断奉申上候、以

上

伏見屋

庄兵衛

家主弥一郎

剃髮仕名ヲ改

宗溪

三月

吉川屋

○

○

○

○

○

○

吉兵衛

○

天明八年申四月四日

御奉行様 西

乍恐口上

一他町持道修町壱丁目加賀屋弥三右衛門二同家弥一郎

義、此度剃髮仕名を宗溪与相改申候、尤代印家守是迄

覚

*掛屋敷(名義人が居住せず、借屋経営をする家屋敷)の家守と借屋人は別個であるのが通常であるが、このケースは借屋人が家守を勤めている。

肥前唐津

一米百石

申二月分

同

一積問屋*

家持

小西半兵衛

一同百式拾六石六斗六升 同三月分

大和屋伊兵衛*

右者水野左近將監殿蔵屋鋪上り米高少も相違無御座候、

鳥飼屋忠兵衛

以上

伏見屋半右衛門*

蔵元道修町三丁目

紀伊国屋仁兵衛*

申四月十三日

紙屋吉左衛門

右之通御座候、以上

道修町三丁目年寄

大和屋伊兵衛

申四月十三日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

廻船会所

右書付月分ニ認式枚ニ而差出ス

【上り米】登り米。地方から大坂へ廻送する米。この場合は唐津から大坂の蔵屋敷に廻送される米

津から大坂の蔵屋敷に廻送される米

【蔵元】町人蔵元。蔵屋敷出入の町人の支配人

【入用割方】諸経費を割り付ける方法

両川口水尾木建替入用割方之儀、例年之通問屋・舟宿割

【問屋】ここでは積問屋（船積問屋）のこと

付申度旨、廻船年寄寄奉願上候ニ付、問屋名前書廻船会

【舟宿】船宿。大坂の船宿は荷主や船主と問屋の間に立って荷物を世話する者である

所へ書出候様惣会所寄申来ル

【廻船年寄】廻船を取り締まる民間の監督官。その役所が廻船

会所である

【積問屋】船積問屋。買継問屋ともいう。荷主から預かった荷物を消費地の荷受問屋に積み出す船問屋。菱垣廻船における大坂二十四組問屋のように荷主問屋が積問屋を兼ねる場合が多い。

【大和屋伊兵衛】葉種中買仲間。長崎問屋。葉白雪糖屋。安永八年、唐葉種取締役を命じられる。

【伏見屋半右衛門】葉種中買仲間。芸州問屋（安永）

【紀伊国屋仁兵衛】葉種中買仲間

【廻船会所】海船を監督する民間の役所。監督官を廻船年寄という。阿波町に所在

*明和三年、道修町三丁目船積問屋は以下の通りである。大和屋伊兵衛、小西半兵衛、紀伊国屋斧吉、伏見屋半右衛門、鳥飼屋忠兵衛、辰巳屋善右衛門、永来屋平兵衛（「諸事書上帳」第一冊）。

*天明八年当時、道修町三丁目に船積問屋が五軒あったことがわかる。この五軒はすべて葉種中買仲間である。

乍憚口上

一長崎御交代御勘定御役人様并御普請御役人様当春御止宿之儀、是迄私共町々会所へ御宿被仰付、順番二相勤来候処、以来ハ俵物御役所へ御止宿被遊、御自分御勤

二被遊候旨、其余ハ諸事は迄仕来候通伏見御船二而

八軒家迄御着岸之節、御案内町役人共并御荷物御旅宿迄持運人足、御逗留中 御城代様・町御奉行様江御越

之節、其外御用向二而御旅宿御出入之節、御案内之者・

町役人差出、且又御旅宿江も町役老人・小使人夫之者

壹兩人、御逗留中昼夜共詰切之積、尼崎へ御出坂之節

も御旅宿御案内之者差出候様仕大坂〇〇〇〇伏見へ御乗船之

節も前同様二被仰付候而も差支之儀ハ無之哉有無申上

候様被仰付奉畏候、此義前段之通被仰付儀二御座候得

者、於町々ニ物入等も相減差支之儀者毛頭無御座、一

統難有御儀二御座候、依之連印以書付御受奉申上候、

以上

天明八戊申年四月十五日 北浜壹丁目

同 式丁目

過書町

梶木町

大川町

今橋三丁目

同 式丁目

尼崎町壺丁目

同 式丁目

高麗橋壺丁目

同 式丁目

同 三丁目

上人町

四軒町

大豆葉町

七郎右衛門町壺丁目

同 式丁目

本天満橋

伏見町

呉服町

道修町壺丁目

同 式丁目

同 三丁目

同 四丁目

同 五丁目

古手町

平野町壺丁目

同 式丁目

同 三丁目

淡路町壺丁目

同 式丁目

北鍋屋町

右町々年寄連印

惣御年寄中

【長崎御交代御勘定御役人并御普請御役人】一年交代で長崎に出張する勘定所役人。明和元年に、勘定所役人である支配勘定二名と普請方二名が一年交替で長崎に在勤することが定められた

【御宿】御用宿

【俵物御役所】俵物会所。安永四年に北浜におかれたが、天明四年に銅座に接収された

【八軒家】八軒屋。天満橋と天神橋の中間、淀川左岸にあった船着き場。京都と大坂を結ぶ川船交通のターミナル

【御案内町役人】御用宿に指定された町年寄が八軒家まで出迎

えにいった

*北浜一丁目から北鍋屋町の三二町は北船場で御用宿をとめる町組である。御用宿については呉偉華『近世大坂の御用宿と都市社会』（清文堂 二〇一三年）参照。

乍恐口上

道修町三丁目紙屋

与左衛門家守

近江屋

十右衛門

一去未七月廿四日夜、私支配借屋軒下ニ捨有之候男子、斎藤町^{*}紙屋九兵衛支配借屋河内屋嘉兵衛貴請養育仕度申之候二付、同九月三日奉願上、御聞届被為成下候、然ル処右嘉兵衛義当二月廿三日病死仕候処、困窮仕養育難相成候二付、差戻申度町内へ引取呉候様相頼申候二付、右之趣翌廿四日貫主嘉兵衛後家まゝ奉願上、御聞届被為成下、丁内へ引取養育仕罷在候処、此度竹中主水様御知行所撰州下島郡吹田村百性差兵衛与申者貴受養育仕度段申之候、尤右差兵衛女房当三月安産

之悴相果申候二付乳沢山ニ御座候、其外ニ当申六歳ニ相成候女子壹人御座候故差遣申度、則請人土井大炊頭様御領分撰州西成郡上中島北大道村百性源兵衛召連、乍恐右之趣御願申上候、御聞届被為相成下候ハ、難有可奉存候、以上

近江屋

天明八年申四月廿三日

重右衛門*

年寄病氣二付

月行司

伏見屋

正兵衛

右之通相違無御座候、末々疵抹無之様養育可仕候、何卒私へ被為下置候ハ、難有可奉存候、以上

竹中主水様御知行所撰州
下島郡吹田村

百性

貫主

差兵衛

土井大炊頭様御領分撰州
西成郡上中島北大道村

御奉行様

受人

源兵衛

百性

天明八年申四月廿九日

三拾貳町*

年寄連印

惣御年寄中

【斎藤町】「さいとうまち」。北組。西横堀川に面して東西に伸びる両側町。現江戸堀一丁目

【近江屋重右衛門】近江屋十右衛門

乍憚口上

一長崎御交代御勘定方并御普請方、右御役人様方御止宿之儀、是迄私共町々会所ニ而御宿被仰付、順番ニ相勤来候処、以来ハ俵物御役所へ御止宿被遊、御自分御賭ニ被遊候旨、其余ハ諸事は迄^{仕来}□□之通被仰付候、而も差支之儀ハ無之哉、有無申上候様被仰付奉畏候、左候得者於町々物入等相減、差支之儀毛頭無御座、一統難有御儀ニ付、其段先達而御受書差上申候、然ル処右順番ニ町々罷出相勤候儀、是迄御宿両町ニ而相勤来候儀ニ候故、以来迎も両町分町々申合、順番ニ両町分町役人共罷出、御案内等相勤候様仕度奉存候ニ付、此段御聞届被為成置被下候、乍憚以書付御届奉申上候、以上

【三拾貳町】長崎勘定役と御普請役の御用宿に指定された三二の個別町。銅座会所がある北船場の町で構成される。道修町三丁目もその一つ

*本史料は長崎役人の御用宿を勤める町が三二あることを示す初見史料かもしれない（呉偉華『近世大坂の御用宿と都市社会』清文堂、二〇一三年。一三八頁、一四五頁。呉は明和七年と文化十三年の史料を示し、天明八年の史料はのせていない）

【翻訳】

(表紙)

(朱書)

「五」

戌 天明八年

諸用書上控

申年正月吉日

「

御月番 大坂東町奉行所

物年寄 川崎屋次左衛門殿

申年正月朔日から

覚

一つ、御大名衆・御旗本衆蔵屋敷の留守居役人・名代・蔵元の名前・住所および蔵屋敷と一続きの屋敷・空き屋敷・借屋・舟入設備のある蔵屋敷の内訳を、町内の上手から順々に書き付けるようご指示を受け承知しました。これに該当する家屋敷は当町内にはありません。

このことを書面でご報告します。以上です。

申年正月十一日
道修町三丁目町年寄
紙屋吉右衛門

惣御年寄中

覚

一つ、道修町三丁目の中橋筋から梅檀木筋迄、この表通りの道幅は四間一尺七寸、梅檀木筋から井池筋までは四間二尺六寸。
右の通りまちがありません。以上です。

申年正月十一日
道修町三丁目町年寄
紙屋吉右衛門

惣御年寄中

覚

一つ、家数二十九軒
一つ、役数四十二役一歩

町年寄の家屋敷

内四役 鳥飼屋忠兵衛の家屋敷

無役

小西半兵衛の家屋敷

町会所屋敷

残り三十八役一歩

一つ、総世帯数百七軒

内 十三軒は家持人の世帯数

九十四軒は借家の世帯数

他に七軒は空き借屋

右のとおり間違ありませんので書面で提出します。以

上です。

申年正月十一日

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄中 但し片折二つ折に記す

一つ、米千三百三石三斗三升三合三夕 未年十月分

同

一つ、同千七百十石 同年十一月分

同

一つ、同千三百五十石 同年十二月分

右は唐津から水野左近将監殿の蔵屋敷に届いた米の石高にまちがいありません。以上です。

蔵元

道修町三丁目

申年正月十一日

紙屋吉右衛門

月行司

近江屋又兵衛

惣御年寄中 但し三枚に記載

おそれながら口上

道修町三丁目

鳥飼屋忠兵衛

肥前国唐津藩

覚

忌中につき代判人は奉公人の卯兵衛

一つ、今日の夕暮れ時、私が所有する借屋の軒下に生後三十日くらいにみえる女の子が捨ててありました。ただちに家に運び様子を見ましたところ、体に疵などはありませんでした。このまま大事に育てています。恐れ入りますがこの事を届け出ます。以上です。

天明八年正月二十四日

代判人卯兵衛

町年寄

紙屋吉右衛門

大坂東町奉行様

寺西市郎左衛門様

おそれながら口上

道修町三丁目銭屋与左衛門家守

近江屋十右衛門

一つ、去年十月六日夜、私が管理する借屋の軒下に二才くらいにみえる男の子が捨ててありました。ただちに捨子の届けを出し、育てております。天満堀川町にある木屋又兵衛が管理する借屋に住む平野屋伊兵衛とい

う者がこの男の子をもらい受け育てたいと申しました。ちなみに伊兵衛の女房は去年二歳の息子を亡くしました。まだ母乳がたくさん出るので、この捨子を伊兵衛夫婦にやることにしました。保証人は角倉与一様・大屋四郎兵衛様の御預所である摂津国西成郡曾根崎村にある小池利右衛門が管理する借屋の住人平野屋新七です。ただいま保証人を伴い、捨子養育の事をお願いにまいりました。お聞き届けいただけましたらありがたく存じます。以上です。

天明八年正月二十五日

近江屋十右衛門

町年寄

紙屋吉右衛門

右の通りでまちがいありません。将来にわたって大切に養育いたします。どうかこの子供を私にください。感謝を申し上げます。以上です。

天満堀川町の木屋又兵衛が管理する借屋の
住人

貰い主 平野屋伊兵衛

角倉与一様

大屋四郎兵衛様

御預所撰津国西成會根崎村
小池屋利右衛門が管理する

借屋の住人

保証人 平野屋新七

大坂東町奉行様

寺西市郎左衛門様

ました。ご許可ください。以上です。

天明八年正月二十八日

紙屋吉右衛門

大坂東町奉行様

地方惣代田中金八殿

(罫線あり)

「加嶋屋吉右衛門の名前を除き、

兄吉兵衛名義となる。町内の

(罫線あり)

加賀屋弥三郎名義の借屋に住居」「吉川屋吉兵衛○」

吉川屋吉兵衛○

天明八年申正月二十七日」

おそれながら口上

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

北組三番

一つ、玉水町の加嶋屋吉右衛門が町内に所有する家屋

敷は表口が四間二寸五分、裏行は二十間一尺七寸三分、

この役敷は一役です。町内にある加賀屋弥一郎名義の

借屋に住む吉右衛門の兄吉川屋吉兵衛がこの家屋敷を

譲り受け名義人になりました。これにより町内に自分

名義の家屋敷をもつ住人となり、直判を勤めます。こ

の変更内容を記した張紙を水帳絵図に付けたく届け出

おそれながら口上

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

一つ、玉水町の加嶋屋吉右衛門が町内に所有する一軒の

家屋敷は、町内にある加賀屋弥一郎名義の借屋に住む

吉右衛門の兄吉川屋吉兵衛が譲り受け名義人になりま

した。これにともない、吉兵衛は町内に自分名義の家

屋敷をもつ住人となり、直判を勤めます。

つきましては宗旨巻に変更の追記をしたいので、以下に書面でおうかがいします。お手数ですが、よろしく願います。以上です。

天明八年正月二十八日

紙屋吉右衛門

大坂東町奉行様

寺社方八田五郎左衛門

他町持 家の名義人加嶋屋吉右衛門は玉水町に居住

代印人は家守で町内にある粹屋三五郎名義の借屋の住人

小西

○ ○ ○ 佐兵衛 ○

□

家の名義人は吉右衛門から町内にある加賀屋弥一郎名義の借屋の住人兄吉川屋吉兵衛に変更。
町内持直判。

御月番 大坂西町奉行所

惣年寄 江川庄左衛門殿

二月朔日から

はばかりながら口上

一つ、京都の火事のため大坂の材木屋は板材木の販売が差し止められました。材木屋以外から板材木を買い入れても販売は差し止められます。これにつき板材木を購入する者は、たとえ他の商売をする者や指物細工をする者であっても、現在保有する板材木の数量をくわしく書き上げるようご指示があり、承知しました。町内の家持人と借屋人を調べましたが、材木を買い入れしている者はもちろん、所持している者もおりません。このことを書面でお届けします。以上です。

申年二月九日

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

〔参考史料1〕

一つ、京都の大火のため町奉行様は御当地の材木屋が板材木を販売することを差し止められた。材木屋以外で板材木を仕入れている者へも販売を差し止められた。そこで板材木を買い入れている者はその数量または在庫のないことを書き付け、本人の印鑑を押し、明後九日五ツ時に最寄りの惣会所へ提出しなさい。

申年二月七日

(補達二五〇)

〔参考史料2〕

今月七日の町触で、材木屋のほか所持する板材木の数量調査と販売の差し止めを通達した。この件は町奉行様が板材木の販売を許可されたので、昨日その内容を記した町触を廻状で出した。町内住人に漏れがないよう伝えなさい。以上。

申年二月十日

(補達二五一)

覚

一つ、薪三十八本
一つ、柴一抱え

申年二月十日

北組
道修町三丁目

右は翌十一日に火刑が執行されるので鳶田処刑場へ差し出した。

おそれながら口上

道修町三丁目にある紙屋吉右衛門名義の借屋の家守

紙屋源八

一つ、五年以前の辰年九月十日夜、私が管理している借屋の軒下に男の子が捨ててありました。天満二丁目の伊勢屋清蔵が管理する借屋の住人山口屋佐兵衛がその子を貰い受け養育したいと申しますので、去る巳年二月二十九日にお願いしましたところ御聞き届けください

いました。その後、貫い主の佐兵衛は天満今井町にある文字屋弥兵衛名義の借屋へ転居しました。このことを同年七月五日にお届けしました。捨子は捨松と名付け今年で五歳になりました。しかし最近、佐兵衛は病身になり仕事が困難になりました。このため捨松の養育が困難になり、捨松を当町に戻したいので引き取ってくださるよう頼んできました。この願いは去年十月二十三日に貫い主の佐兵衛から願い出てご許可されました。これにより町内に引き取り養育しておりました。この度、生玉神社の領地である撰津国西成郡難波村上之町にある阿波屋半兵衛名義の借屋の住人籠屋嘉右衛門が貰い受け養育したいと申しますので養子にやりたと思います。そこで御代官大屋四郎兵衛様の管轄地である難波村北之町にある長門屋角兵衛名義の借屋の住人綿屋嘉兵衛を保証人として連れてきました。この願いをお聞き届けくださいましたら、ありがたく存じます。以上です。

天明八年二月十六日

紙屋源八

町年寄紙屋吉右衛門が病気のため
月行司
近江屋十右衛門
右の通りまちがいありません。将来にわたって大切に養育します。私へ捨松を養子としてくださいましたらありがたく存じます。以上です。

生玉社領撰津国西成郡難波村上之町
阿波屋半兵衛名義の借屋

貫い主 籠屋嘉右衛門

大屋四郎兵衛様御代官所同所北之町
長門屋角兵衛名義の借屋

保証人 綿屋嘉兵衛

大坂東町奉行様

覚

一つ、去年十一月から今年正月まで十一品諸荷物につき町内で確認しましたところ、廻船会所へ書面で届け出たほかは、他所・他国の船で江戸に直接輸送した商品

はありません。この結果を書面で報告します。以上です。

おそれながら口上

道修町三丁目月行司

道修町三丁目町年寄

北組三番

紙屋吉右衛門

申年二月二十三日

伏見屋正兵衛

町年寄

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

一つ、町内の近江屋忠右衛門は十一歳です。代判は別家の手代で町内にある上田三郎左衛門名義の借屋に住む近江屋三右衛門が勤めておりました。このたび三右衛門は代判人を退き、後任の代判は別家の手代で町内にある賀儀屋（鍵屋）平兵衛名義の借屋に住む近江屋利八が勤めます。

覚

一つ、町奉行所で鉛問屋と仲買人の名前が急ぎ必要なことから、各町で調査し該当者がない場合でも書面で提出するようご指示を受け承知しました。町内で調べましたが鉛問屋と仲買人はいません。このことを書面でご報告します。以上です。

一つ、町内に家屋敷を所有している小西次右衛門は町内にある浅井以敬名義の借屋に住居しておりましたが、このたび町内にある小西半兵衛名義の借屋に転居しました。

右の変更内容を水帳絵図に追記したいので、お手数をおかけしますがお届けします。以上です。

道修町三丁目町年寄

道修町三丁目町年寄

申年三月二十三日

紙屋吉右衛門

天明八年二月十九日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

大坂西町奉行様 地方役所

おそれながら口上

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

がご確認ください。以上です。

天明八年二月十九日

大坂西町奉行様 寺社方与力吉田勝右衛門様

紙屋吉右衛門

一つ、町内の近江屋忠右衛門は十一歳です。別家の手代で町内にある上田三郎左衛門名義の借屋に住む近江屋三右衛門が代判人を勤めていました。このたび三右衛門は代判を退き、後任として別家の手代で町内にある賀儀屋（鍵屋）平兵衛名義の借屋に住む近江屋利八が代判人を勤めます。

一つ、町内に持家がある小西次右衛門は町内にある浅井以敬名義の借屋に居住していましたが、このたび町内にある小西半兵衛名義の借屋に転居しました。

一つ、町内に持家がある鳥飼屋忠兵衛方に同居している鳥飼屋五郎助が先月病死しました。相続人はまだ決まっています。そのため今月は宗旨巻に押印がないことをお届けします。

右の通り、変更内容を宗旨巻証文に追記したいので、その内容を以下に書き付けました。お手数をおかけします

家持町人の近江屋忠右衛門は十歳につき代判人は同居の手代

二月 十一月

○ ○ ○ ○ 庄兵衛 ○

□ 代判人の三右衛門が 代判人の庄兵衛は三右衛門と改名。町内にある上田三郎左衛門名義の借屋に居退き、後任代判は 郎左衛門名義の借屋に居別家手代で町内の 住。別家代判はこれ迄通り。賀儀屋平兵衛借屋 但しこの脇書の文言は以前に住む近江屋利八。 に御尋ねし確認済み。

町内に持家があり浅井以敬名義の借屋に居住

二月 小西

○ ○ ○ ○ 庄兵衛 ○

町内小西半兵衛借屋へ転居

町内に持家があり鳥飼屋忠兵衛方に同居。

二月

鳥飼屋

無印 ○ ○ ○ 五郎助 ○

戸主五郎助は先月病死。相続人は未定。

持家の管理は町年寄と五人組が行う。

覚

一つ、町内の近江屋忠右衛門は十一歳です。別家の手代で町内にある上田三郎左衛門名義の借屋に住む近江屋三右衛門が代判人を勤めていました。このたび三右衛門は代判を退き、後任として別家の手代で町内にある賀儀屋（鍵屋）平兵衛名義の借屋に住む近江屋利八が代判人を勤めます。

一つ、町内に持家がある小西次右衛門は町内にある浅井以敬名義の借屋に居住していましたが、このたび町内にある小西半兵衛名義の借屋に転居しました。

右の通り水帳絵図の変更事由を記した張紙を提出しま

す。以上。

道修町三丁目町年寄

申年二月十九日

紙屋吉右衛門

田中金八殿

おそれながら口上

道修町三丁目大和屋七郎兵衛が管理する

借屋

伏見屋甚次郎

一つ、松平越後守様の御家来高橋由三殿の主従六人は、瓦町一丁目の鉄屋喜兵衛を保証人にたて、私方に滞在されてきました。このことは天明六年二月八日に御届けしております。さて由三殿は本日辰の上刻（およそ午前七時頃）に平野町三丁目の伊丹屋半兵衛が管理する借屋に住む俵屋孫次郎方へ宿替えをされました。そのためこの事をお届けします。以上です。

天明八年二月二十九日

伏見屋甚次郎

家守 大和屋七郎兵衛

町奉行様 東西御当番所

はばかりながら口上

一つ、鉛問屋と仲買商売人の名前調査を今月二十三日に提出しましたところ、問屋と仲買人の名前に漏れがあるとのこと、再度漏れがないか確認し提出するようご指示を受けました。そこで再度町内を調べましたが、町内に問屋と仲買の者はありません。このことを書面でお届けします。以上です。

道修町三丁目町年寄

申年二月二十七日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

おそれながら口上

斎藤町にある紙屋九兵衛が管理する

借屋の住人

河内屋嘉兵衛未亡人しか

一つ、去年七月二十四日夜、道修町三丁目の近江屋重右衛門が管理する借屋の軒下に捨ててあった生後百日ほどにみえる男の子を、私の夫嘉兵衛が貰い受け養育したいと思い、七郎右衛門町一丁目にある肥前屋弥兵衛が管理する借屋に住む河内屋重兵衛を保証人にて、七郎右衛門町一丁目から去年九月三日にお願いしましたところ、御聞き届けくださりありがたく思い、養育しておりました。そうしたところ夫の嘉兵衛が昨二十三日に病死しました。生活が苦しく子供を育てるのは困難です。またほかに世話をしてくれる親類もおらず途方にくれています。このため、せがれを道修町三丁目まで引き取ってくれるよう頼みましたがこの件をおくださいました。お手数をおかけしますがこの件をお願い申し上げます。お聞き届けくださいましたらそのご配慮に感謝申し上げます。このことを私の町内からも連名で押印しお願い申し上げます。

天明八年二月二十四日

未亡人 しか
河内屋重兵衛

保証人

家主 紙屋九兵衛

この件は、河内屋嘉兵衛未亡人しかからお願ひ申し上げていますとおり、私も承知しています。この子供を町内に引き取りたく、未亡人と同様お願ひ申し上げます。以上です。

家主 近江屋十右衛門

町年寄病気のため月行司

大坂東町奉行様

おそれながら口上

一 道修町三丁目にある上田三郎左衛門

名義の借屋の管理人 伏見屋五郎兵衛

一つ、夕方五ツ時頃、私が家守として管理する借家の軒下に日ごろこの辺りを徘徊する二十歳ばかりで嘉七というホームレスが病気で行き倒れておりました。よう

すをみましたところ、梅毒で体に痛みがあるようにみえました。薬を与えて介抱してやりましたが歩くことも困難になっているようです。このことをお届けします。以上です。

天明八年三月十二日

伏見屋五郎兵衛

町年寄 紙屋吉右衛門

町奉行様

このホームレスはもとと天満白屋町にある播磨屋次郎兵衛名義の借屋に住む大仁屋清兵衛という者のせがれとのこと。父清兵衛は去年五月に病死しましたが、家を相続することが困難でホームレスに落ちてしまつたらしい。この件を口頭で東町奉行所に報告した。高原小屋に引き渡すよう当番所でご指示をうけた。

覚

一つ、昨夜五ツ時頃、町内にある伏見屋五郎兵衛が管理

する借屋の軒下へ二十歳くらいにみえる嘉七というホームレスが行き倒れておりましたので、ぐあいをみましたところ、梅毒で体に痛みがあるようにみえました。このことを町奉行所にお届けしましたところ、当番所与力の田中原右衛門様と関根栄治郎様から高原小屋へ送るようご指示を受けましたので、送り届けました。以上です。

申年三月十二日

道修町三丁目

高原小屋会所

おそれながら口上

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

一つ、上人町にある油屋差兵衛名義の借屋人で内科医師原泰庵の弟子林泰仙が、町内の絳屋三五郎名義の借屋を借り引越しました。この住所変更を医師帳に張紙したく、お手数ですが、この件をお届けします。以上です。

天明八年三月二十四日

紙屋吉右衛門

大坂東町奉行様

上人町と相談し両町が同じ内容をお届けを出し、受理された。

はばかりながら口上

一つ、上人町にある油屋差兵衛名義の借屋人で内科医師原泰庵の弟子林泰仙が、町内の絳屋三五郎名義の借屋を借り引越しました。この住所変更を医師帳に張紙したく、お手数ですが、この件をお届けします。以上です。

申年三月二十四日

紙屋吉右衛門

惣御年寄中

おそれながら口上

道修町三丁目町年寄

北組三番

紙屋吉右衛門

一つ、町内の鳥飼屋忠兵衛の家に同居している鳥飼屋五

郎助は町内に家屋敷を所有しています。表口三間一尺

四寸、裏行は二十間一尺七寸三歩、この家屋敷の役数

は一役一分です。五郎助は今年正月に病死しました。

このあと家屋敷は実子である鳥飼屋忠兵衛の名義にな

りました。

一つ、町内に住む小西半兵衛は過書座年寄役を勤めてい

ます。この職務のため撰津国平田にある船番所に詰め

ております。留守中の代判人は別家の手代で町内にあ

る伏見屋六兵衛名義の借屋に住む小西嘉助が勤めてお

りましたが、このたび嘉助は代判人を退き、後任は別

家の手代で同じ借屋に住む小西宇兵衛が勤めます。

この変更内容を水帳絵図に張紙したく、お手数ですがお

届けします。以上です。

天明八年三月二十四日

紙屋吉右衛門

大坂東町奉行様

鳥飼屋忠兵衛の同居人鳥飼屋五郎助の

死後、実子忠兵衛名義になる。

この家屋敷の分類は町内持直判

鳥飼屋忠兵衛

天明八年三月二十四日

小西半兵衛

過書座年寄役を勤める。この職務

のため撰津国平田の船番所に詰め

ている。留守中の代判人は別家手

代で町内の伏見屋六兵衛名義の借

屋に住む小西嘉助が退き、別家手

代小西宇兵衛が後任の代判人とな

る。
天明八年三月二十四日

右は水帳張紙控の文面

おそれながら口上

道修町三丁目町年寄

紙屋吉右衛門

一つ、町内の鳥飼屋忠兵衛の家に同居している鳥飼屋五郎助は町内に家屋敷を所有しています。五郎助は今年正月に病死しました。このあと家屋敷の相続者は決まらず、先月十九日には宗旨巻に名前前の印鑑を押さず注記をしました。このたび名義人は実子である鳥飼屋忠兵衛になりました。忠兵衛は町内で家屋敷を所持する者として自ら文書に捺印します。

一つ、町内に住む小西半兵衛は過書座年寄役を勤めています。この職務のため摂津国平田にある船番所に詰めております。留守中の代判人は別家の手代で町内にある伏見屋六兵衛名義の借屋に住む小西嘉助が勤めておりましたが、このたび嘉助は代判人を退き、後任は別家の手代で同じく伏見屋六兵衛名義の借屋に住む小西宇兵衛が勤めます。

この変更内容を宗旨巻の該当箇所に注記したく、以下その文面を以下に記しておうかがいします。以上です。

天明八年三月二十四日 紙屋吉右衛門

大坂町奉行様

町内に掛屋敷を持つ鳥飼屋忠兵衛方に同居

三月 二月 鳥飼屋

□ 無印○○○ 五郎助 ○

実子鳥飼屋忠兵衛 家主五郎助は先月死亡。相続人は未定。借屋の管理は町年寄

町内持直判。借屋の管理は町年寄と五人組が行う。

家の名義人小西半兵衛は過書座年寄役を勤める。

この職務のため摂津国平田の船番所に詰めている。留守中の代判は別家手代で町内の伏見屋六兵衛名義の借屋人

三月 十一月 小西

○ ○ ○ ○ ○ 嘉助 ○

□

代判嘉助が退き、後任の代判は伏見屋六兵衛名義の借屋住人

小西宇兵衛。

おそれながら口上

道修町三丁目

鳥飼屋忠兵衛

一つ、今年正月二十四日夜、私名義の借屋の軒下に生後三十日ばかりにみえる女兒が捨ててありました。ただちに捨子の届けを出し町内で養育しておりました。大屋四郎兵衛様の御代官所が管轄する摂津国東成郡天王寺村内の南堀越町に住む百姓庄左衛門がこの女兒を養子にもらい養育したいと申します。ちなみに庄左衛門の女房は今年正月に無事出産した男児を亡くしましたので、母乳が十分に出来ます。また今年八歳になる男の子が一人おります。そこで庄左衛門にやろうと考え、同所百姓伊兵衛を保証人として伴いお願いに参りました。この養子願をお聞き届けいただけましたら感謝申し上げます。以上です。

天明八年三月二十七日

鳥飼屋忠兵衛

町年寄

右の通りまちがいありません。将来にわたり大切に養育

します。どうか養子にください。感謝申し上げます。以上です。

大屋四郎兵衛様御代官所が管轄する

摂津国東成郡天王寺村の内

南堀越町百姓

貰い主 庄左衛門

右に同じ

百姓

保証人 伊兵衛

東町御奉行様

おそれながら口上

道修町三丁目町年寄

病気のため月行司

伏見屋庄兵衛

北組三番

一つ、加賀屋弥一郎は道修町一丁目の加賀屋弥三右衛門方に同居していますが本町に家屋敷を所持しています。弥一郎はこのたび髪を剃って宗溪と改名しまし

申年四月十三日

紙屋吉右衛門

月行司

大和屋伊兵衛

惣御年寄中

申年四月十三日

紙屋吉右衛門

廻船会所

この書類は月ごとに記載し二枚にして提出した

右のとおりです。以上。

道修町三丁目年寄

はばかりながら口上

安治川口と木津川口の滯標を建て替える費用を、例年通り船積問屋と船宿に割り付けたい旨を廻船年寄が願ひ出てきたので、町内の船積問屋の名前書を廻船会所に提出するよう、惣会所から通達があつた。

覚

家持

一積問屋

小西半兵衛

大和屋伊兵衛

鳥飼屋忠兵衛

伏見屋半右衛門

紀伊国屋仁兵衛

一つ、一年交代で長崎に出張される御勘定所の御勘定方と御普請方の御役人様が、大坂滞在中の宿所について、これまで私たちの町会所が御用宿を命じられ、順番に勤めて参りました。今後は俵物会所を宿所とし、食事等の準備も御自身でされるとのこと。それ以外は何であれ、これまでの慣例にしたがい、伏見から乗船し八軒家にご到着の際、御用宿をつとめる町の町年寄が出迎えるとともに宿まで荷物を運ぶ人足を用意すること、御用宿にご滞在中、大坂城代様や町奉行様の所へお出かけの際、道案内の者と町年寄が同行すること、さらにご滞在中は昼夜とも町年寄らが一名、雑用係の

人夫一、二名を御用宿に詰め切りとし、尼崎から長崎に向かうときも案内の者を出し、大坂から伏見行きに船に乗船するときも同じご指図をうけても支障ないか、有り無しの返答を申し上げるようご指示を受けかしくまりました。そのようにしていただければ各町内の出費も減ります。まったく支障はありません。関係者一同ありがたく存じます。このような次第です。で、御用宿一同、同意書に署名捺印します。以上です。

天明八年四月十五日

北浜二丁目

同 二丁目

過書町

梶木町

大川町

今橋三丁目

同 二丁目

尼崎町一丁目

同 二丁目

高麗橋一丁目

同 二丁目

同 三丁目

上人町

四軒町

大豆藁町

七郎右衛門町一丁目

同 二丁目

本天満橋

伏見町

呉服町

道修町一丁目

同 二丁目

同 三丁目

同 四丁目

同 五丁目

古手町

平野町一丁目

同 二丁目

同 三丁目

淡路町一丁目

同 二丁目

北鍋屋町

右町々の町年寄連印

惣御年寄中

おそれながら口上

道修町三丁目紙屋与左衛門家守

近江屋十右衛門

一つ、去年七月二十四日夜、私が管理する借屋の軒下に男の子が捨ててありました。斎藤町の紙屋九兵衛が管理する借屋に住む河内屋嘉兵衛がこの子を貰い受け育てたいと申します。そこで同年九月三日にお願いしたところご許可いただきました。ところが今年二月二十三日に嘉兵衛が死亡しました。遺族は困り果て養育が困難になり、この子を引き取ってくれるよう町内に頼

んできました。そして翌二十四日に捨子の貰い主である嘉兵衛の未亡人まさが町奉行所に願い出て受理されました。そこで町内で引き取り養育しておりましたところ、このたび竹中主水様の御領地摂津国下島郡吹田村の百姓差兵衛が貰い受け育てたいと申します。この差兵衛の女房は今年三月に無事出産した男児を亡くしましたことから母乳がたくさん出ます。夫婦にはこの他今年六歳になる女の子が一人おりますこともあり、養子にやりたいと思います。そこで保証人として土井大炊頭様の御領地摂津国西成郡上中島の北大道村百姓源兵衛を連れてまいりました。お手数をおかけします。この養子願をお聞き届けいただけましたら感謝申し上げます。以上です。

天明八年四月二十三日

近江屋重右衛門

町年寄病気のため

月行司 伏見屋正兵衛

右の通りまちがいありません。将来にわたって大事に育てます。どうかこの子を私にください。ご許可いただけ

れば感謝申しあげます。以上です。

竹中主水様御領地摂津国下島郡吹田村

百姓

貫い主 差兵衛

土井大炊頭様御領分摂州西成郡

上中島北大道村

百姓

保証人 源兵衛

町奉行様

はばかりながら口上

一つ、一年交代で長崎に出張される御勘定所の御勘定方と御普請方の御役人様が、大坂滞在中の宿所について、これまで私たちの町会所が御用宿を命じられ、順番に勤めて参りました。今後は俵物会所を宿所とし、食事等の準備も御自身でされるとのこと。それ以外は何であれ、これまでの慣例にしたがい指図をうけても支障ないか、有り無しの返答を申し上げるようご指示を受

けかしこまりました。そのようにしていただければ各町内の出費も減ります。まったく支障はありません。すでに関係者一同ありがたい旨の返答書を差し上げております。この件につき、町会所でのお世話は二つの町で勤めてきました。そこで、俵物会所に出向いてお世話をする町も、これまで通りの順番で二町ずつ町役人が出向き、御案内役などを勤めたいと存じます。このことを書面でお届けしますので、ご了承下さい。以上です。

天明八年四月二十九日 三十二町町年寄連印

惣御年寄中